

# 介護分野における特定技能協議会運営委員会 「育成就労制度の概要等について」 令和8年3月25日



育成就労制度ホームページ

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/index\\_00005.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html)

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始します。）。

## 育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

## 基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議を立ち上げ、意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

## 育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

## 監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

## 適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

## 技能レベル

高

- (就労開始までに)
- **日本語能力A1相当以上の試験**  
(日本語能力試験(JLPT)のN5等) **合格**  
or
  - それに相当する**日本語講習の受講**

- **技能検定基礎級等**  
+
  - **日本語試験** (A1相当以上の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定)
- ⇒これらの試験への合格が**本人意向の転籍の条件**

- **技能検定試験3級や特定技能1号評価試験**  
+
  - **日本語能力A2相当以上の試験**( JLPT のN4等)
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- **特定技能2号評価試験**  
+
- **日本語能力B1相当以上の試験** ( JLPT のN3等)

**育成就労  
(3年間)**  
(注1)

受入れの範囲：育成就労産業分野  
(注2)

**特定技能1号  
(5年間)**

**特定技能2号  
(制限なし)**

(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

# 特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

## 1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

### 【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

### 【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

### 【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

## 2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定)	熟練した技能(特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定)
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当(相当講習でも可) 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

## 3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

## 4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

## 5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

## 1 特定産業・育成就労産業分野

既存分野

既存分野のうち新たな業務等を追加する分野

新たに追加する分野

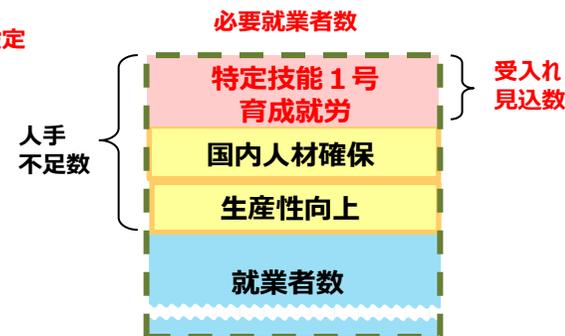
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

## 2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少  
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



**特定技能1号 80万5,700人、育成就労 42万6,200人 計123万1,900人** (令和11年3月末まで)

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能1号	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

## 3 人材の基準

(1) 一般的(※)な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労1年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能1号	特定技能2号
技能水準	—	育成就労評価試験(初級)	育成就労評価試験(初級)	特定技能1号評価試験 育成就労評価試験(専門級)	特定技能2号評価試験
日本語能力水準	A1相当以上又は A1に相当する講習の受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能1号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ **日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。**

## 4 制度の運用に関する重要事項

### (1) 転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている(基本方針第四2(1)工)。

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限(「—」は転籍制限期間が1年の分野)	2年	—	2年	2年	2年	—		—	—	2年	—	—	2年		—	2年	—	—	2年

### (2) 上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例(特:特定技能 育:育成就労)

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定(許認可等) ※外国人受入れの際に特に求めるもの	育	特・育	特・育	—	特・育	特・育	特	特・育	—	特・育	特・育	—	—	特	—	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人への加入等	—	—	特	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特・育	—	—	—	—	—	—
受入れ機関の受入人数上限	特・育	—	特・育	—	—	—	—	—	特・育	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—
監理支援機関等の範囲	育	—	—	—	特・育	—	—	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

# 特定産業分野・育成就労産業分野及び業務区分一覧

所管	分野	業務区分数	業務区分
厚生労働省	介護	1	・介護
	ビルクリーニング	1	・ビルクリーニング
	リネンサプライ	1	・リネンサプライ
経済産業省	工業製品製造業	17	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造 ・プレハブ住宅製品製造 ・家具製造 ・定形・不定形耐火物製造 ・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造 ・かばん製造
国土交通省	建設	3	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備
	造船・船用工業	3	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器
	自動車整備	2	・自動車整備 ・車体整備
	航空	2	・空港グランドハンドリング ・航空機整備
	宿泊	1	・宿泊
	自動車運送業	3	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者
	鉄道	6	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃
	物流倉庫	1	・物流倉庫
農林水産省	農業	2	・耕種農業 ・畜産農業
	漁業	2	・漁業 ・養殖業
	飲食料品製造業	2	・飲食料品製造業 ・水産加工業
	外食業	1	・外食業
	林業	1	・林業
	木材産業	1	・木材産業
環境省	資源循環	1	・廃棄物処分業(中間処理)

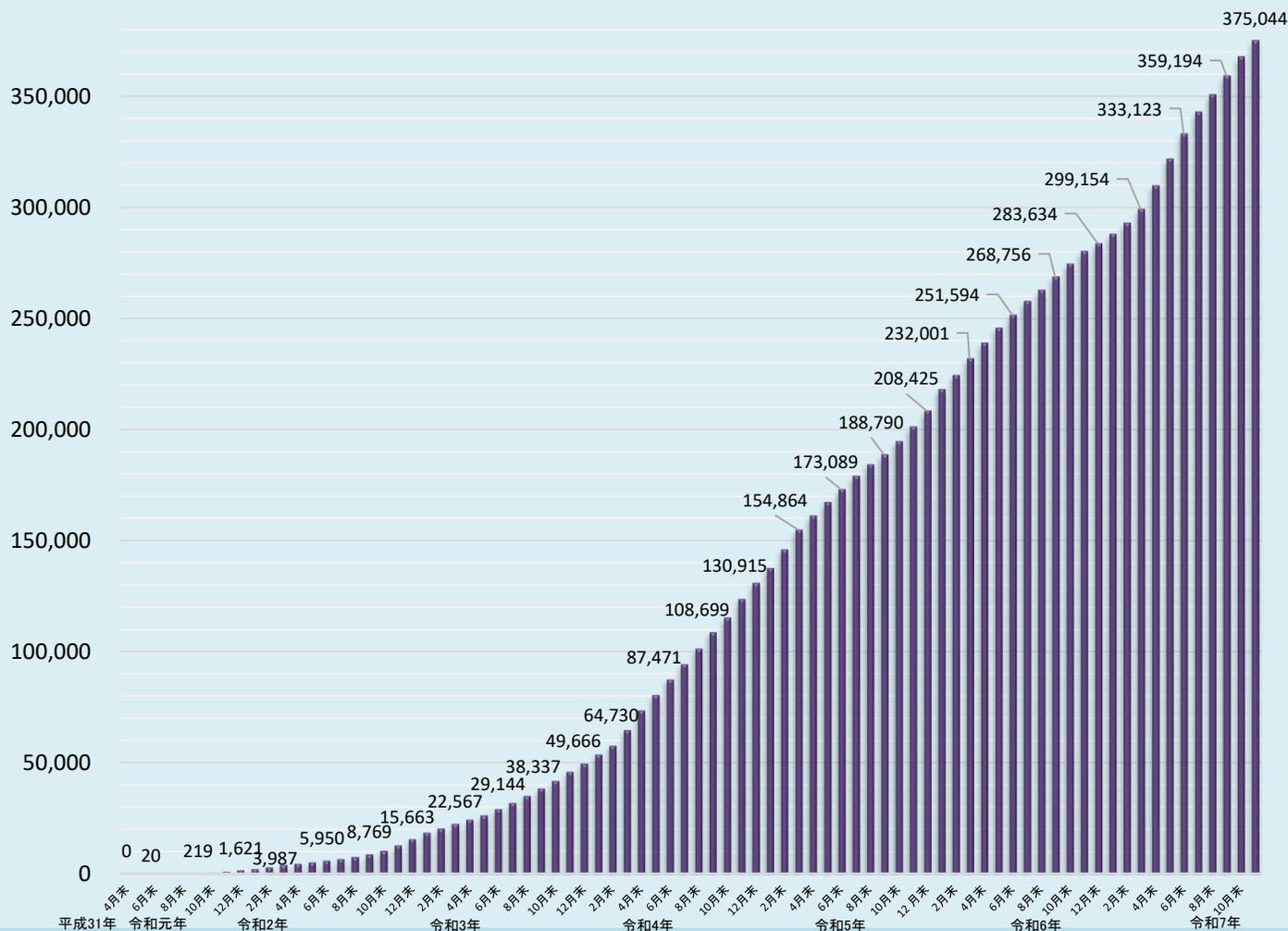
※ 1 青字は、令和8年1月23日閣議決定された分野別運用方針において新規追加した分野・業務区分（航空、自動車運送業各分野は特定産業分野のみ）

※ 2 緑字は、令和8年1月23日閣議決定された分野別運用方針において既存の業務区分の中で業務等を追加した業務区分

「業務区分」とは、特定産業分野又は育成就労産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの

## 特定技能1号在留外国人数(令和7年11月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 375,044人



分野	人数
介護	65,505人
ビルクリーニング	8,143人
工業製品製造業	56,231人
建設	48,338人
造船・船用工業	11,212人
自動車整備	4,430人
航空	2,168人
宿泊	1,865人
自動車運送業(※)	106人
鉄道(※)	46人
農業	37,619人
漁業	4,649人
飲食料品製造業	92,324人
外食業	42,396人
林業(※)	0人
木材産業(※)	12人

(※)令和6年3月に受入れ対象分野として追加

## 特定技能2号在留外国人数(令和7年11月末現在:速報値)

特定技能2号在留外国人数 6,744人



分野	人数
ビルクリーニング	17人
工業製品製造業	754人
建設	1,446人
造船・船用工業	290人
自動車整備	289人
航空	2人
宿泊	27人
農業	1,091人
漁業	18人
飲食料品製造業	1,882人
外食業	928人

(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

# 特定技能制度運用状況③

## 特定技能在留外国人数(令和7年6月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 336,196人(注2)

### 都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	14,697	1,635	2,137	3,316	614	1,547	2,240	15,830	6,272	10,377	21,654	20,764	22,605	20,222	2,871	3,056	3,239	1,926	2,411	6,989	7,760	9,900	26,209	7,110
構成比	4.4%	0.5%	0.6%	1.0%	0.2%	0.5%	0.7%	4.7%	1.9%	3.1%	6.4%	6.2%	6.7%	6.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.6%	0.7%	2.1%	2.3%	2.9%	7.8%	2.1%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定*
在留数	3,795	6,609	22,465	11,857	2,233	1,314	834	910	5,380	10,966	2,850	1,456	5,143	4,423	1,507	12,031	2,377	3,392	6,526	2,865	2,448	4,997	3,507	930
構成比	1.1%	2.0%	6.7%	3.5%	0.7%	0.4%	0.2%	0.3%	1.6%	3.3%	0.8%	0.4%	1.5%	1.3%	0.4%	3.6%	0.7%	1.0%	1.9%	0.9%	0.7%	1.5%	1.0%	0.3%

### 特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビル クリーニング	工業製品 製造業	建設	造船・ 船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	自動車運 送業	鉄道	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	林業	木材産業
在留数	54,916	7,423	51,473	44,160	10,791	3,820	1,818	1,282	10	21	35,454	3,853	84,892	36,281	0	2
構成比	16.3%	2.2%	15.3%	13.1%	3.2%	1.1%	0.5%	0.4%	0.0%	0.0%	10.5%	1.1%	25.3%	10.8%	0.0%	0.0%

### 国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	ミャンマー	フィリピン	中国	ネパール	カンボジア	タイ	その他
在留数	148,486	69,537	35,640	32,518	20,204	9,381	7,208	6,232	6,990
構成比	44.2%	20.7%	10.6%	9.7%	6.0%	2.8%	2.1%	1.9%	2.1%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(3,073人)を含む。

### 登録支援機関数・特定技能所属機関数

登録支援機関数(令和7年8月末現在:速報値)

10,574

特定技能所属機関数(令和6年12月末現在:速報値)

50,099

# 特定技能制度運用状況④

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和7年6月末現在)(速報値)(注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)	
		令和7年6月末		令和7年6月末		令和6年12月末		令和6年6月末		令和6年12月末		令和6年6月末	
介護(注2)	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バングラデシュ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	175,210	特定技能1号	175,210	135,685	特定技能1号	135,685	113,582	特定技能1号	113,582	89,815	特定技能1号	89,815
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
ビルクリーニング	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バングラデシュ・ ウズベキスタン・バングラデシュ・マレーシア	17,281	特定技能1号	17,151	14,169	特定技能1号	14,152	12,346	特定技能1号	12,338	9,275	特定技能1号	9,272
			特定技能2号	130		特定技能2号	17		特定技能2号	8		特定技能2号	3
工業製品製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ	9,888	特定技能1号	6,863	2,673	特定技能1号	1,216	2,313	特定技能1号	1,126	1,272	特定技能1号	947
			特定技能2号	3,025		特定技能2号	1,457		特定技能2号	1,187		特定技能2号	325
建設	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バングラデシュ・ ウズベキスタン・バングラデシュ	15,772	特定技能1号	8,169	4,559	特定技能1号	3,213	2,903	特定技能1号	2,381	2,019	特定技能1号	1,899
			特定技能2号	7,603		特定技能2号	1,346		特定技能2号	522		特定技能2号	120
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	734	特定技能1号	273	661	特定技能1号	251	463	特定技能1号	242	330	特定技能1号	221
			特定技能2号	461		特定技能2号	410		特定技能2号	221		特定技能2号	109
自動車整備	国内・海外3か国 フィリピン・インドネシア・バングラデシュ	9,691	特定技能1号	8,370	6,412	特定技能1号	5,979	4,679	特定技能1号	4,595	3,449	特定技能1号	3,449
			特定技能2号	1,321		特定技能2号	433		特定技能2号	84		特定技能2号	0
航空	国内・海外5か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・モンゴル・スリランカ	7,622	特定技能1号	7,588	4,764	特定技能1号	4,760	4,071	特定技能1号	4,071	3,066	特定技能1号	3,066
			特定技能2号	34		特定技能2号	4		特定技能2号	0		特定技能2号	0
宿泊	国内・海外8か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・タイ・ ベトナム・スリランカ・インド	24,586	特定技能1号	24,460	16,120	特定技能1号	16,086	12,881	特定技能1号	12,861	7,100	特定技能1号	7,094
			特定技能2号	126		特定技能2号	34		特定技能2号	20		特定技能2号	6
自動車運送業	国内・海外13か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バングラデシュ・ ウズベキスタン・バングラデシュ・マレーシア・ラオス	2,612	特定技能1号	2,612	1,902	特定技能1号	1,902	47	特定技能1号	47			
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号		特定技能2号		
鉄道	国内	39	特定技能1号	39	30	特定技能1号	30						
			特定技能2号			特定技能2号		特定技能2号		特定技能2号			
農業	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バングラデシュ・ ウズベキスタン・バングラデシュ	106,169	特定技能1号	101,594	92,089	特定技能1号	90,332	75,495	特定技能1号	74,757	59,279	特定技能1号	59,091
			特定技能2号	4,575		特定技能2号	1,757		特定技能2号	738		特定技能2号	188
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	4,407	特定技能1号	4,281	2,513	特定技能1号	2,481	2,176	特定技能1号	2,160	1,674	特定技能1号	1,674
			特定技能2号	126		特定技能2号	32		特定技能2号	16		特定技能2号	0
飲食料品製造業	国内・海外3か国 フィリピン・インドネシア・ベトナム	177,895	特定技能1号	171,396	107,942	特定技能1号	104,486	86,462	特定技能1号	85,403	75,177	特定技能1号	74,935
			特定技能2号	6,499		特定技能2号	3,456		特定技能2号	1,059		特定技能2号	242
外食業	国内・海外8か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ ミャンマー・タイ・バングラデシュ・スリランカ	178,942	特定技能1号	176,235	120,425	特定技能1号	119,022	97,476	特定技能1号	96,941	78,200	特定技能1号	78,034
			特定技能2号	2,707		特定技能2号	1,403		特定技能2号	535		特定技能2号	166
林業	国内	12	特定技能1号	12	4	特定技能1号	4						
木材産業	国内・海外1か国 インドネシア	137	特定技能1号	137	68	特定技能1号	68	20	特定技能1号	20			
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号		特定技能2号		
合計		730,997	特定技能1号	704,390	510,016	特定技能1号	499,667	414,914	特定技能1号	410,524	330,656	特定技能1号	329,497
			特定技能2号	26,607		特定技能2号	10,349		特定技能2号	4,390		特定技能2号	1,159

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)		
		令和7年6月末		令和7年6月末		令和6年12月末		
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	407,381		180,504		142,444		97,828

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和7年6月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している(令和7年7月末時点で速報値を更新。)

(注2) 介護分野の介護日本語評価試験については、受験者数及び合格者数に計上していない。